# 福島第二原子力発電所における不適合事象発生時の公表等について

## 1．公表方針、公表方法

○ **全ての不適合事象**をプレス発表や発電所ホームページ等で、**すみやかに公表**いたします。

| 公表区分 | | 事象の概要 | 公表方法 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | プレス発表 | ホームページ |
| 区分Ⅰ | **夜間・休祭日を問わず、**すみやかに公表 | 法律に基づく報告事象等の重要な事象 | ◎ | ◎ |
| 区分Ⅱ | **休祭日を問わず、**すみやかに公表<br>**夜間の場合は、翌朝**準備が整い次第公表 | 性能維持施設管理上、重要な事象 | ○ | ○ |
| 区分Ⅲ | **毎日（平日）、**不適合事象を取りまとめて公表 | 保守情報のうち、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象 | ●<br>ホームページへの掲載をお知らせ | ● |
| その他 | **定期的に**不適合事象を取りまとめて公表 | 上記以外の不適合事象 | □<br>定例記者懇談会等 | □ |

◎：夜間・休祭日を問わず実施
○：休祭日を問わず実施。夜間の場合は、翌朝準備が整い次第実施
●：前日に発生した不適合事象を、翌日（平日）の夕刻に取りまとめて実施
□：定期的に実施
（注）上記については、原則的な公表時期を示す。また、安全協定などで別に定める場合はこの限りではない。

## 2．不適合事象以外の公表方針、公表方法

○ 発電所で発生する不適合事象以外の内容については、**「発電所情報」**として、内容の程度に応じ、プレス発表や発電所ホームページ等で適切な時期、方法で公表いたします。

以　上

# 福島第二原子力発電所における不適合事象発生時の公表事象の内容

| 公表区分 | 事象の内容※＜例示＞ |
| --- | --- |
| 区分Ⅰ | ① 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第１３４条に基づく報告事象<br>ａ．核燃料物質の盗取または所在不明<br>ｂ．廃止措置における性能維持施設のうち、安全上重要な機器等（経済産業省告示第３２７号で定める機器等）の機能に支障がある故障（ただし、簡易な修理で復旧可能な場合は除く）<br>ｃ．火災による安全上重要な機器等の故障（廃止措置における性能維持施設のうち、安全上重要な機器等が火災により故障した場合に限る）<br>ｄ．放射性廃棄物の排気施設または排水施設の排出状況の異常<br>ｅ．周辺監視区域外における空気中の放射性物質の濃度が法律に定める濃度限度を超えた場合<br>ｆ．周辺監視区域の外側境界における水中の放射性物質の濃度が法律に定める濃度限度を超えた場合<br>ｇ．管理区域外への放射性物質の漏えい<br>ｈ．管理区域内における放射性物質の漏えい（漏えいの程度が軽微な場合を除く）<br>ｉ．計画外の人の被ばく<br>ｊ．法律で定める線量限度を超える被ばく<br>ｋ．原子炉施設が原因となる人の障害<br>② 電気関係報告規則第３条第１項に基づく報告事象<br>ａ．感電死傷事故（死亡または入院した場合）<br>ｂ．電気火災事故（工作物にあっては、その半焼以上の場合に限る）<br>ｃ．自家用電気工作物の破損事故等により公共の財産に被害を与えた事故<br>ｄ．主要電気工作物の破損事故（電圧１万ボルト以上の需要設備）<br>③ その他法令等に基づく故障・不具合等に関する報告事象<br>④ 保安規定に違反した場合<br>⑤ 放射性同位元素の盗取または所在不明<br>⑥ 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染されたもの、または放射性同位元素を輸送中の事故<br>⑦ 火災の発生または火災と判断された場合（ただし、明らかに誤報と判断される場合は除く）<br>⑧ 危険物の漏えいにより発電所構内へ緊急車両が入構した場合（ただし、業務車のみで入構するような軽度な場合は区分Ⅲとして扱う）<br>⑨ 使用済燃料プール冷却が停止し、さらに予備機の起動にも失敗した場合（計画的な停止や切替による場合は除く） |
| 区分Ⅱ | ① 以下に示す事象の内、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合<br>ａ．排気筒または排水口から放射性廃棄物の計画外の排出があった場合<br>ｂ．管理区域内において機器の故障その他不測の事態が生じたことにより液体状の放射性物質が漏えいした場合であって、漏えいの拡大を防止するための堰の外に漏えいが継続している場合（ただし、増し締め等により速やかに漏えいが止まった場合、漏えいの拡大を防止するための措置を講じられた場合を除く）<br>ｃ．保安規定で定める施設運用上の基準からの逸脱<br>ｄ．廃止措置における性能維持施設のうち、安全上重要な機器等（経済産業省告示第３２７号で定める機器等）の機能に支障を及ぼすおそれのある故障（ただし、簡易な修理で復旧可能な場合は区分Ⅲとして扱う）<br>② 身体汚染を伴う人の障害（ただし、除染できる場合を除く）<br>③ 放射線監視に支障を及ぼすモニタリングポストの故障があったとき |

| 公表区分 | 事象の内容※＜例示＞ |
| --- | --- |
| 区分Ⅲ | ① 廃止措置における性能維持施設のうち、安全上重要な機器等（経済産業省告示第３２７号で定める機器等）の機能に支障がある故障であるが、簡易な修理で復旧できる場合<br>② 排気筒モニタ、モニタリングポストの環境放射線モニタの故障による一時的な欠測<br>③ 排気筒モニタの変動はないが、排気筒サンプリングにより粒子状の放射性物質の放出が確認された場合<br>④ 管理区域内において液体状の放射性物質の軽微な漏えいを確認した場合（ただし、漏えいの拡大を防止するための堰を超えなかった場合や、極く軽度な場合を除く）<br>⑤ 管理区域内において２００リットル程度以上の水の漏えいを確認した場合（ただし、漏えいの拡大を防止ための堰を超えなかった場合は除く）<br>⑥ 管理区域内において、汚染のおそれのない区域（Ａ区域）に汚染を確認した場合、またはＢ区域において４ベクレル／ｃｍ²を超える汚染を確認した場合<br>⑦ 使用済燃料プール内に異物を発見した場合<br>⑧ 使用済燃料プール内へ物品を落下させた場合（ただし、落下させた物品が発見されており、回収できる場合は「その他」として扱う）<br>⑨ 性能維持施設の定期事業者検査において、一定の期間が経過した後に核燃料物質、核燃料物質及び原子炉規制に関する法律(以下、炉規制法)第４３条の３の１４の技術基準に適合しなくなる恐れがある部分があると認め、炉規制法第４３条の３の１６の４項に基づく報告を原子力規制委員会に行う場合(但し、系統機能検査において、機器に要求される機能・性能を確認できる場合は除く)<br>⑩ 原子力発電設備に係わる業務において発生した人の障害であって、救急車で病院へ搬送した場合、または入院加療を要する場合<br>（ただし、原子力発電設備に係わる作業以外の業務（事務所における清掃作業、事務所内の機器の運搬作業等）やグラウンド等における人の障害、個人の病気、または検査のための入院は除く）<br>⑪ 放射線業務従事者の１ｍＳｖを超える計画外の被ばくがあったとき<br>⑫ 放射性物質の微量な内部取込み（ただし、本人の了解を得た場合に限る）<br>⑬ 関係行政機関（労働基準監督署、消防署等）へ法令等に基づき報告する場合や指導文書等を受領した場合（ただし、立入検査などでの指摘、指導に対する報告は除く）<br>⑭ 消防法に基づく危険物の漏えいにより発電所構内へ消防署の業務車が入構した場合<br>（ただし、簡易な拭き取りで回収可能な場合や増し締め等の簡易な補修により速やかに漏えいが停止できる場合など極く軽度な場合は除く）<br>⑮ 管理区域の設定が適切になされなかった場合<br>⑯ 構内保管すべき設備・機器が発電所構外に持ち出された場合<br>⑰ 放射性物質を含んでいる可能性がある系統において、排気口や排水口以外の場所から管理区域外へ気体や液体が漏れ出ていたが、放射性物質の漏えいは無かった場合<br>⑱ 立地４町（双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町）のいずれかにおいて、震度４以上の地震を観測した場合 |
| その他 | 上記以外の不適合事象（日常小修理） |

※ なお、上表に示した事象の内容については、適宜見直してまいります。